

令和3年度 東京大学先端科学技術研究センター共同研究創出支援事業 新技術・新製品研究開発支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

1 補助対象となる事業

下記の事業に対して、東京大学先端科学技術研究センター（以下：「先端研」）及び公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下：「I S I C O」）からの補助金の交付等により支援を行います。ただし、本補助金の交付等を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

先端研に所属する教員（以下：「先端研教員」）と石川県内企業（以下：「企業」）等からなる連携体が実施する、次世代産業の基礎となる基盤技術の高度化等の新技術や次世代産業の創造に資する新製品の研究開発及び実用化研究事業（以下：「本研究開発」）。

2 補助対象者

以下の（１）及び（２）等からなる連携体（※１）

（１）先端研教員

次に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターに在職している教授、准教授、講師、助教（特任教員※２、客員教員※３の者を除く）。もしくは、特任教員又は客員教員のうち、雇用条件等で本研究開発を行うことが職務の一環として認められる者。
- ② 上記「１対象事業」を主体となって実施する者であること。
- ③ 上記「１対象事業」の実施を目的とする「連携体（※１）」の代表者として、事業全体の管理を行う者であること。

（２）企業

次に掲げる項目の全てに該当する者。

- ① 石川県内に事業所を有する企業（※４）
- ② 上記「１対象事業」を主体となって実施する者であること。
- ③ 上記「１対象事業」の実施を目的とする「連携体（※１）」の代表者として、事業全体の管理を行う者であること。

※１ 「連携体」の定義

次に掲げる各項目の全てに該当する者とします。

- ・先端研教員及び企業を含む２者以上で構成される連携であること。

- ・新技術・新製品の研究開発及び実用化研究を目的とした連携であること。
- ・基本的に研究開発に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確で、その内容について合意済であること。

注) 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係等は、「連携」とはみなしません。

※2 「特任教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします。

- ・特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教

※3 「客員教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします。

- ・客員教授、客員准教授

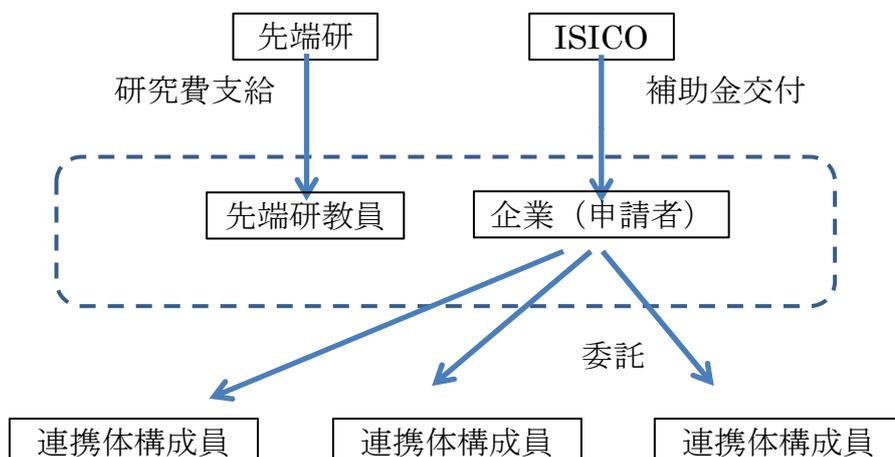
※4 「石川県内に事業所を有する企業」の定義

次に掲げる各項目のいずれかに該当する者とします。

- ・石川県内に本社のある企業
- ・石川県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業（本研究開発結果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）
- ・石川県内に開発部門を有する企業（本研究開発が当該開発部門で主体的に行われ、かつ本研究開発成果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）

【補助金の交付先について】

- ① 先端研教員が分担する本研究開発に係る経費は、先端研が負担します。
- ② 企業（申請者）が分担する本研究開発に係る経費は、ISICOから企業に対して補助金として交付します。（他の連携体構成員は、基本的に企業からの委託により共同開発を実施することとなります。）



3 補助対象期間・補助率・補助限度額

補助対象期間	交付決定日（令和3年9月予定）から 最長で1年（令和4年8月ごろ）まで
--------	--

【補助率と補助限度額について】

	対象経費総額（例）	補助率	補助限度額
①先端研	約 3,300 千円	10 / 10	約 3,300 千円
②企業	約 10,050 千円	2 / 3	約 6,700 千円
合計	—	—	10,000 千円以内

①「先端研教員が本研究開発に要する経費」と②「企業が本研究開発に要する経費×補助率2/3」の合計が10,000千円以内。ただし、①と②の補助金額の比率が概ね、1：2であること。また、企業への補助金については、千円単位とし、端数は切り捨てます。

なお、採択された場合であっても、採択件数や予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

実施者	項目	内容	備考
【A】 先端研教員	人件費・謝金	本研究開発に直接従事する者の人件費や本研究開発の遂行に必要な知識・情報・技術等の提供に対する謝金	先端研が負担
	備品費	本研究開発の遂行に必要な機械装置等の購入費又はその製作設計に要する直接材料費、加工費	
	旅費	本研究開発の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費	
	材料・消耗品費	本研究開発の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用	
	雑役務費	本研究開発の遂行に必要な役務費	
	通信運搬費	本研究開発の遂行に必要な通信運搬費	
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、先端研が特に必要と認める経費	

【B】 企業	直接人件費	研究開発に直接関与する者の作業時間に対する人件費 ※原則、(健保等級に対応する等級単価) × (作業時間) で計算	対象経費のうち、 2 / 3 以内を ISICO が補助金として交付 ※先端研へ支払う経費は補助対象外
	旅費	先端研または連携体及びアドバイザーとの打ち合わせにかかる旅費	
	機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良又は借用に要する経費 ※専用ソフトウェア、情報システム構築等も補助対象となります ※税抜単価 10 万円を超えるソフトウェア・ライセンスは「機械装置費」となります	
	材料・消耗品費	試作品材料や消耗品の購入等に要する経費 ※補助対象期間内分のみ対象となります	
	外注加工・評価分析費	外注加工や、分析・検査等の外注依頼に要する経費	
	技術指導費	連携体以外の外部からの技術指導員・講師等に支払う謝金等	
	共同開発費	連携体構成企業・大学への共同開発費 (委託契約・共同研究契約等) 【連携体共同開発費の内訳として認められる経費】 直接人件費 (常勤の教職員等は対象外)、旅費 (条件は企業と同様)、機械装置費、材料・消耗品費、外注加工・評価分析費、間接経費 (大学・公設試験場等のみ契約額の 30% 以内で計上可)	

(2) (【B】 企業の場合) 補助対象外となる経費について

次のいずれかに該当する経費については原則、補助対象経費とはなりません。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 証拠資料等によって支払金額が確認できない経費
→ 原則、振込による支払済の証拠書類が必要であり、特に相殺、手形決済は不可です。
- ・ 発注から支払い完了まで同一年度の補助事業期間内で完結していない費用
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・ 補助金申請書作成に係る人件費
- ・ 連携体の拠点以外を目的地とする旅費
- ・ 補助対象事業以外の用務が含まれる旅費

- ・ 顧問契約としての技術指導費
- ・ メール、電話、オンライン等、現地での指導を伴わない技術指導費
- ・ 特許庁など日本の行政庁に納入される出願手数料等
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 振込等手数料（代引手数料含む）
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用など）
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

<補助対象期間と直接人件費に関する注意>

勤務日と支払日の両方が、同年度の補助対象期間内である必要があります。

例) 9月1日事業開始で 給与の支払いが月末締め→翌月払い の場合

補助対象可否	勤務日	支払日
×	R3.8.1～R3.8.31 ×	R3.9.21
○	R3.9.1～R3.9.30	R3.10.21
○	R4.1.1～R4.1.31	R4.2.21
○	R4.2.1～R4.2.28	R4.3.21
×	R4.3.1～R4.3.31 ×	R4.4.21
○	R4.4.1～R4.4.30	R4.5.21

(3) (【B】 企業の場合) 補助対象経費に関する注意事項

- ・ (1) の項目に該当する支出の場合でも補助対象経費として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・ 実績報告時には、以下の表に示す証拠書類を求めます。なお、連携体構成員に対しても、申請企業と同等の証拠書類の提出を求めます。

直接人件費	「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、 「賃金台帳等」、「就業規則」、「作業日報」、「出勤簿」、 「支払証明書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」 「会社カレンダー」、「テレワーク就業規定（対象者がいる場合）」
旅費	「旅費規定等内規」、「出張伺い・出張命令」、「旅費計算書」、 「駅すばあと等経路確認ができる書類」、「飛行機利用の 場合は領収書及び搭乗券半券」「出張報告書・復命書」、 「出張精算書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」 ※現金手渡しの場合は「総勘定元帳（現金）の写し」

上記以外の支払い	「見積書」(原則、税抜単価50万円以上の場合は2者の見積書、もしくは選定理由書)「発注書」、「納品書」、「請求書」、「支払証明書(振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等)」	
その他特に必要となるもの	機械装置費	税抜単価50万円以上の物品の場合はその写真、取得財産等管理台帳
	材料・消耗品費	消耗品使用簿(補助対象期間内に使い切ったことを確認できるもの)
	技術指導費	技術指導契約書又は見積書又は社内規程等金額のわかるもの、指導報告書
	共同開発費	共同研究契約書・連携体実績報告書

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

令和3年5月11日(火)から令和3年6月30日(水)午後4時(必着)

※期間中、ISICOもしくは県産業政策課にて、記入方法等に関する個別の相談を承ります(予約制)。募集期間終了直前は混み合いますので、お早めのご相談をおすすめ致します。

※事業計画書の提出は、直接持参または郵便に限ります(FAX、電子メールでの提出はできません)。

※事業計画書の様式は、ISICOのホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/u-tokyo.html>

(2) 提出物

以下の資料を2部ずつ提出してください。必要書類が揃っていない場合は、審査対象とならない場合があります。

①「事業計画書(別記様式)」

A4片面・カラー印刷で、必ず別紙1～5ならびに提出書類チェックシートのすべての書類を添付してください。

※事業計画書1枚目の「提案者1東大先端研」欄については、捺印は不要です。「提案者2企業」欄については、代表者印の捺印が必要です。

②「企業(申請者)及び連携体の決算書(直近2カ年分)」

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書が必要です。

連携体が大学、公的試験研究機関の場合は、②は不要です。連携体が企業の場合は、②のうち製造原価明細は不要です。個人事業主の方は②に替えて直近2カ年分の確定申告書の写しを提出してください。創業間もないため決算書類がない場合は、②に替えて履歴事項全部証明書をご提出ください。

③「経営革新計画の認定書の写し」（任意）

応募申請時に有効な経営革新計画の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合があります。

（3）提出先及び問い合わせ先

相談窓口・提出先	相談	提出
(公財) 石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部 次世代産業支援課 担当：牧野、姫野、高橋 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322	窓口（予約 推奨）又は 電話	持参又は 郵送
東京大学先端科学技術研究センター 経営戦略企画室 担当：佐野 〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1 14号館101号室 TEL:03-5452-5106 FAX:03-5452-5425	窓口（予約 推奨）又は 電話	

6 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

（1）審査方法

- ・提案案件は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて、先端研及びISICOが採択案件を決定します。
- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。また、審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・なお、採択された場合でも、予算の都合等により申請額よりも減額される場合があります。

(2) 審査基準

研究開発内容 (技術面)	①研究開発目標の妥当性 市場ニーズを反映させた目標となっているか。 必要な調査や予備試験を行っているか。
	②新規性・独創性・革新性 研究開発内容に新規性・独創性・革新性があるか。
	③課題及び解決方法の妥当性 目標に照らして適切な課題設定をしており、その解決方法が妥当か。
	④実現可能性 スケジュールや実施体制が妥当か。
事業化計画 (事業化面)	事業化計画の妥当性 製品規格、スケジュール、知財戦略、製品販売方法、体制等が妥当か。
波及効果	①地域経済への波及効果 提案された研究開発が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらすものではなく、地域産業の発展に資する計画であるか。
	②SDGsへの取組み 提案された研究開発が、SDGs「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」達成に貢献するものであるか。

(3) 採択予定件数

2件程度を予定しています。

(4) 補助金の交付について

- ・採択決定後、当該年度に係る交付申請書を提出いただき、予算について確認した上で、交付決定となり、補助事業に着手することができます。
- ・当該年度3月末もしくは事業終了日に、補助対象事業の成果、ならびに支出ごとに発注から支払までの書類を揃えた上で、補助金の実績報告書を提出いただき、精算払となります。

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 事業の実施体制について

事業の実施にあたっては企業と先端研とで共同研究契約を締結する必要があります。

(2) I S I C Oから企業に対する補助対象事業に係るもの

①報告書の提出

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の研究成果に係る報告

書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等)を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書を提出いただきます。

なお、補助金の交付の手続き(補助金交付申請→交付決定→(事業実施)→実績報告→補助金交付)は年度ごとに行います。補助事業の進捗状況等を確認した結果、次年度以降の補助金額が減額されることがあります。

②補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

③事業により企業が取得した機械等 ※③は連携体構成員も該当します

取得財産のうち、単価50万円(税抜き)以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

④書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

⑤検査

事業期間中(年度終了後)又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

⑥収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

(3) 先端研が費用を負担した本研究開発に係るもの

①報告書の提出

実績報告書のうち、先端研究員が実施した事業については先端研に報告していただきます。

②その他

国立大学法人東京大学の規程に拠ります。

<スケジュール（予定）>

令和3年9月採択、最大1年間事業を実施する場合の「企業」のスケジュール例を示します。

年度	日付	実施内容
R3年度	R3.5.11～6.30	【申請企業→ISICO】事業計画書を提出
	R3.7～8月	【ISICO】審査
	R3.9.xx	採択後、①【申請企業→ISICO】交付申請書送付 →②【ISICO→申請企業】交付決定通知送付 ※すべての採択企業の交付申請日、交付決定日は 同一日付となります。採択時にお伝えします。
	事業期間中	【ISICO→申請企業】進捗状況を確認
	R4.3.31	③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
	R4.4月中	⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
R4年度	R4.4.1	①【申請企業→ISICO】交付申請書送付 →②【ISICO→申請企業】交付決定通知送付 ※交付申請、交付決定日ともにR4.4.1
	事業期間中	【ISICO→申請企業】進捗状況を現地で確認
	R4.8.xx	③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
	R4.9月中	⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
R5～ R9年度	毎年度1回程度	【申請者】事業化状況報告

< 研究開発及び実用化研究のイメージ（例） >

「研究開発目標」を達成するには、どのような「研究開発課題」があり、それら課題をどのように解決していくのか、また、大学等のシーズをどのように活用していくのかなどを整理して事業計画書を作成してください。

